

東洋町

暮らしの便利帳 2020

▼ INDEX

東洋町ガイド	3
防災・救急	4
届け出・証明	7
税金	10
保険・年金	11
福祉・健康	14
子育て・教育	18
生活・環境	20
相談	23



pick up

もしものときに備えておきたい

P.4

防災・救急



東洋町
×
株式会社
サイネックス

わが街
事典®

建設業
株式会社 山下組

東洋町大字河内362番地1 TEL 0887-29-3277



東洋町
フクチャン
FARM

東洋町特産ぽんかん
生産・直売

東洋町大字河内362番地1 TEL 0887-29-3277

「美味しい」は誰にも負けない。

ポシカン・お米
鮮魚・干物・加工品

合同会社 松本家 東洋町大字野根丙881 matsumotoke881@outlook.jp

東洋町

暮らしの便利帳

ごあいさつ



東洋町長 松延宏幸

東洋町は、京阪神と高知とを結ぶ土佐の東の玄関口で、輝く海に面した東西10km、南北14kmの自然豊かな町です。

町では、少子高齢化や都市圏への人口の流出により急速に進む人口減少を止めるべく、豊富な自然環境を活用した地域活性化の取組を続け、町民のみなさまが心豊かに、安心して暮らすことのできるまちの実現を目指しています。

「東洋町 暮らしの便利帳」は、株式会社サイネックスとの官民協働事業として、町役場での各種手続き、生活に役立つ行政情報、防災等の地域情報を掲載することによる住民サービスの向上を目的として作成されました。東洋町民のみなさまの毎日の暮らしの中でお役立ていただけましたら幸いです。

最後に、発行にあたり、広告の掲載にご賛同いただきました事業者の皆様、関係団体の皆様に厚くお礼申し上げます。



INDEX

- ごあいさつ 1
- INDEX 2
-  **東洋町ガイド** 3
 - ▶東洋町ってどんなまち? ... 3
-  **防災・救急** 4
 - ▶町がお知らせする避難情報 4
 - ▶消防・救急 6
-  **届け出・証明** 7
 - ▶届け出 7
 - ▶印鑑登録 8
 - ▶マイナンバー制度 8
 - ▶各種証明書発行(手数料) ... 9

-  **税金** 10
 - ▶税金の種類・納期について ... 10
-  **保険・年金** 11
 - ▶国民健康保険制度(国保) ... 11
 - ▶後期高齢者医療制度 12
 - ▶国民年金 13
-  **福祉・健康** 14
 - ▶介護保険制度 14
 - ▶要介護認定・東洋町福祉サービス事業(町事業)の流れ 15
 - ▶障害者福祉 16
 - ▶住民健(検)診 17

-  **子育て・教育** 18
 - ▶子育て支援 18
 - ▶児童扶養手当・児童手当 19
 - ▶子どもの予防接種 19
 - ▶保育園 19
-  **生活・環境** 20
 - ▶ごみ 20
 - ▶犬の登録・狂犬病予防接種 ... 21
 - ▶水道 22
-  **相談** 23
 - ▶各種相談 23
- 東洋町マップ 24

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

広 告



(有)土屋工務店

代表取締役 土屋洋介

東洋町野根丙2174

TEL 0887-28-1528 FAX 0887-28-0935

やまいし歯科医院

診療午後7時まで
(受付は18:30まで)

キッズルーム
個室診療

マイクロスコープ
CT設備有り

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~13:00	●	●	●	●	※	●
15:00~19:00	●	●	●	●	※	★

やまいし歯科  

★土曜日午後は14:00~16:00 海陽町奥浦 字一宇谷1-15

※金曜日は往診のみ 休診:日曜、祝日 **TEL 0884-73-1576**



**訪問診療
いたします**
お問い合わせ
ください。

登記・相続・遺言・後見・農地許可



初回相談無料。
お気軽にお越し下さい。

海部総合司法事務所

司法書士・行政書士・社会福祉士 神戸 妙子

海陽町奥浦字西分1番地6
(奥浦のおもちゃ屋パンビあと)

TEL:0884-70-1478

海部総合司法事務所 

介護タクシー・ハイヤー・ジャンボタクシー




東洋ハイヤー

TEL 0887-28-1023

東洋町野根(自宅)28-1809

東洋町ってどんなまち？

土佐の東の玄関口、光輝く自然の宝庫。

ここ東洋町は土佐最東端の町。徳島県と接し、京阪神と高知を結ぶ土佐の東の玄関口。室戸阿南海岸国立公園のちょうど真中に位置し、輝く海に面した東西10km、清流野根川沿いの南北14kmの自然豊かな町です。

白砂青松の美しい砂浜が広がる白浜海岸は四国屈指の遠浅のビーチで、夏は海水浴が存分に楽しめます。全国屈指のサーフポイントとして若者たちで賑わう生見海岸はあまりにも有名です。清流野根川では鮎をはじめとする生物が元気に泳ぎまわり、総延長35kmの緑豊かな参勤交代の道、野根山街道は歴史ロマンを感じさせてくれます。



- 人口 / 2,341人
- 世帯数 / 1,407世帯
(令和2年3月末現在)
- 面積 / 74.02km²
- 特産品 / ポンカン、小夏、
ポンカン加工品、
塩干物など



町章



広告

舗装・土木・解体

東洋道路

東洋町野根丙364-7

TEL 0887-28-1428

上土佐備長炭製造販売

株式会社 **百炭**

代表取締役 **百々 瑛**

高知県安芸郡東洋町大字野根丙2681

TEL/FAX 0887-24-1911

家屋 **解** 体業

森本工業

東洋町大字野根甲1149

TEL 0887-28-1270

ケ-タイ 090-9777-8782

今宮建築

東洋町大字白浜68-3

TEL 0887-29-3177





防災・救急

町がお知らせする避難情報

問 総務課 ☎29-3111

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、防災無線などにより町民の皆さまにお知らせします。

避難勧告・避難指示、屋内退避の指示の発令の目安

	避難準備情報	避難勧告	避難指示	屋内退避の指示
水害	発令の目安	①野根川の水位観測所で、避難判断水位を超過 ②その他の河川・ため池等で目視によりはん濫の危険性が高いと判断 ③東洋町に、大雨・洪水警報が発表され、災害の危険性が高いと判断	①野根川の水位観測所で、はん濫危険水位を超過	(水害で屋内に退避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、町として指示は出さない)
	対象地域	河川流域など		
土砂災害	発令の目安	①東洋町に、「土砂災害警戒避難基準雨量」の危険・警戒のいずれかが発表 ②東洋町に大雨警報が発表+「記録的短時間大雨情報」が発表	東洋町に「土砂災害警戒情報」が発表+「記録的短時間大雨情報」が発表	
	対象地域	土砂災害警戒区域の全部または一部、または急傾斜地崩壊危険箇所・土石流危険渓流の周辺区域の全部または一部		
風害	発令の目安			①暴風特別警報発表 ②竜巻注意情報発表
	対象地域	町内全域		
高潮・高波	発令の目安	①高潮・波浪の警報が発表+満潮時予測潮位により危険性が高いと判断 ②東洋町に高潮・波浪の特別警報が発表	①潮位が「危険潮位」を超過 ②越波・越流、堤防倒壊が発生	
	対象地域	越波・越流の可能性のある地域		
事故災害	発令の目安	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	大規模火災で住宅地域に延焼のおそれがあるとき	原子力発電所事故等による放射性物質の漏洩
	対象地域	延焼のおそれがある地域	延焼のおそれがある地域	危険地域
津波	発令の目安		①東洋町に津波警報・大津波警報発表 ②長時間のゆっくりとした揺れを感じ、町長が危険性が高いと判断	(屋内に退避し、上階へ避難する方が望ましいケースもあるが、町として指示は出さない)
	対象地域	海抜5m未満の沿岸部地域など		
火災・地震による事故など	発令の目安	大規模火災での延焼など生命に危険がある状態になるおそれがあるとき	大規模火災での延焼など生命に危険があるおそれがあるとき	大規模火災、危険物災害等で、住民に明らかな生命の危険があるとき
	対象地域	危険地域		

広告

いいものをどンドン安く!!

野根スーパー

東洋町野根丙 1861

TEL(0887)28-1827 FAX(0887)28-0990



自主防災について

災害が発生したとき、一人では何もできなくても、地域の人々が協力すれば大きな力になります。日頃から自主防災組織の活動に積極的に参加することが、自分や家族を守ることに繋がります。

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、みなさまからの情報もすみやかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人等が「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。

指定避難所の一覧

	施設名	所在地	海拔(m)	収容可能人員	避難対象地区名	津波の場合
1	甲浦東部長生会憩の家	甲浦19-4	2.3	40	甲浦東	×
2	甲浦中町地区集会所	甲浦333-1	2.6	40	甲浦中	×
3	甲浦西地区集会所	甲浦708-12	3.9	30	甲浦西	×
4	甲浦中学校	白浜3-2	2.4	250	白浜	×
5	甲浦地区公民館	白浜12-1	2.4	300	白浜・河内	×
6	白浜老人里の家	白浜198-9	2.4	30	白浜	×
7	甲浦小学校	河内26-1	8.5	500	甲浦西・中・東	×
8	甲浦地区老人里の家	河内98	2.7	30	甲浦西	×
9	小池地区老人憩の家	河内151-1	2.3	30	小池	×
10	甲浦保育園	河内198	2.4	100	小池	×
11	ふれあい館なごみ	河内350	2.9	200	小池・原・河内	×
12	河内地区老人憩の家	河内1071-1	4.2	30	河内	×
13	B&G海洋センター	生見10-2	5.4	250	生見	×
14	生見地区集会所	生見158	4.3	30	生見	×
15	東洋町町民会館	生見758-3	7.4	200	生見	×
16	東洋町地域福祉センター	生見756-8	6.8	100	生見	×
17	野根地区老人憩の家	野根丙2456-1	10.4	30	池相間・東町	○
18	池第2地区集会所	野根丙2237-1	9.9	30	池	×
19	東町地区集会所	野根丙2115-1	10.3	30	東町	×
20	野根地区公民館	野根丙1975	6.0	200	浦・池相間・東町	×
21	文化会館	野根丙1963-2	9.8	60	東町	○

なお、利用にあたっての事前の契約等は不要です。

171 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。



- メガネ、補聴器、入れ歯、普段飲んでる薬、お薬手帳
- ヘルメット、防災頭巾、運動靴
- 懐中電灯、携帯ラジオ、予備の電池
- 現金(小銭が重宝)、貴重品
- 身近にある飲み物や食べ物



防災・救急

広告



特定建設業 知事許可 第875号

甲浦海運株式会社

KANNOURA KAIUN CO.,LTD

〒781-7412 安芸郡東洋町大字河内1117-12

TEL(0887)29-2211 FAX(0887)29-2213

高知県建設業協会 会員
高知県土木施工監理技士会 会員
高知県浄化槽協会 会員



	施設名	所在地	海拔(m)	収容可能人員	避難対象地区名	津波の場合
22	浦地区集会所	野根丙1645-2	9.5	20	浦	×
23	銀杏保育園	野根丙1364	5.3	100	浦・中村	×
24	中村地区集会所	野根丙1271	5.7	15	中村	×
25	野根小学校	野根丙1104-1	6.8	500	浦・中村	×
26	野根中学校	野根丙994-1	7.6	500	中島・押野・別役	×
27	中島地区集会所	野根丙846-1	9.9	15	中島	×
28	つづら地区集会所	野根丙725-1	15.4	10	つづら	○
29	押野地区集会所	野根甲366-1	12.9	15	押野	○
30	内田地区集会所	野根丙105-2	20.1	10	内田	○
31	名留川地区集会所	野根乙418	25.6	15	名留川	○
32	別役地区集会所	野根丁222-8	32.6	15	別役	○
33	大斗地区集会所	野根乙2318	49.6	10	大斗	○
34	川口地区集会所	野根乙1337-1	60.8	25	川口	○
35	真砂瀬地区集会所	野根乙1933	134.6	15	真砂瀬	○
36	野根地区防災活動拠点施設	野根丙1694-2	10.2	100	浦・東町	○
37	東洋町自然休養村管理センター	白浜88-3	4.4	150	白浜	×
38	東洋町地域防災センター	生見758-3	7.4	100	生見	○
39	野根地区防災避難施設	野根丙2003-1	11.4	100	東町	計画有

消防・救急

問 室戸市消防署東洋出張所 ☎29-3321

通報はあわてず、正確に！！

火事や救急のときは119番

火事するとき

火事です！
(家・山)が燃えています。

住所は、○○町
○○丁目○番○号です。
目標物は、○○です。



私は、○○(住所)に住む○○(氏名)です。
電話番号は、○○です。

※マンションやビルの場合、名称と○階の○号室という
ことも知らせてください。
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、
バス停など)を伝えてください。



救急のとき

交通事故(急病)です！

場所(住所)は、
○○町○○丁目○番○号
です。目標物は、○○です。



負傷者(病人)は○○で、状況(症状)は○○です。
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、○○(住所)に住む○○(氏名)です。
電話番号は、○○です。

こんなときは届け出を！

問 室戸市消防署東洋出張所 ☎29-3321

次の行為をする場合は、室戸市消防署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火災を発生するおそれのある行為
- 少量危険物(例:灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき
(個人で取り扱う場合は、数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき



届け出・証明

届け出

問 住民課 ☎29-3394

戸籍の届け出

出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、
本籍地、出生地

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳
- 届出人の本人確認ができる書類



婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、
死亡者の本籍地、死亡地

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類



住民登録の届け出

転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場住民課

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

転出届

お持ちいただくもの

転出前または転出してから14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場住民課

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類



転居届

お持ちいただくもの

転居をした日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場住民課

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

世帯変更届

お持ちいただくもの

変更した日から14日以内

届出人 本人、同一世帯の方、
代理人(委任状が必要)

届出地 役場住民課

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類



広告

総合建設業

(有)光本組

東洋町大字白浜181-2 TEL 0887-29-2076

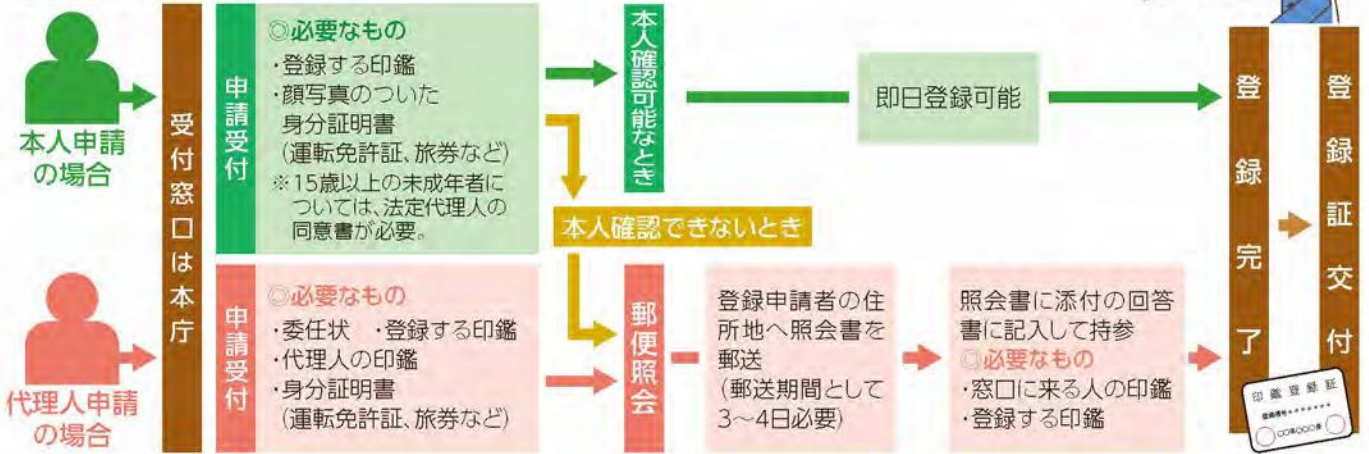


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届け出・証明

マイナンバー制度

国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



イメージ

個人番号カード

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、申請すると交付されます。(申請してから発行まで約1カ月程かかります。)



イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出による氏名などの変更

広告

リラ美容室

東洋町野根丙1617-1

TEL 0887-28-1721

こんにやく

高畠食品

東洋町大字甲浦549-4

TEL 0887-29-2456

各種証明書発行(手数料)

交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。
ご理解とご協力をお願いします。

	分類1(写真付)	分類2	分類3
証明書類の名称	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 国または地方公共団体の機関が発行した免許証など ● 住基カード(写真付き) ● マイナンバーカード(個人番号カード)など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各健康保険被保険者証 ● 国民年金手帳 ● 年金証書 ● 住基カード(写真なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学生証 ● 法人発行の身分証書 ● 分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書
戸籍・住民票関係	上記の内1点で確認	上記の内2点以上で確認	上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

問 住民課 ☎29-3394

証明書の種類	手数料	申請に必要なもの・注意事項
住民票	1通 300円	● 本人の場合 ・本人確認書類
住民票記載事項証明書	1通 300円	● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑
戸籍全部・個人事項証明書	1通 450円	※本籍地の市区町村で発行します。
除籍全部・個人事項証明書	1通 750円	● 戸籍に記載されている方などによる請求の場合 ・本人確認書類
原戸籍謄・抄本	1通 750円	● 代理人請求の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑
戸籍記載事項証明書	1通 350円	● 第三者請求の場合…請求事由が必要
戸籍の附票	1通 300円	・本人確認書類 ・必要に応じて、資料の提供や説明を求めます
身分証明書	1通 300円	※本籍地の市区町村で発行します。 ● 本人の場合 ・本人確認書類 ● 代理人の場合 ・委任状 ・代理人の本人確認書類 ・代理人の印鑑
改葬許可書	無料	● 申請者の本人確認書類 ● 改葬先の許可証等
印鑑証明書	1件 300円	● 本人の場合 ・印鑑登録証 ● 代理人の場合 ・印鑑登録証

税関係の証明書の発行

問 税務課 ☎29-3393

	証明書の種類	手数料	各証明書の説明
住民税	所得証明書	1枚 300円	所得金額の証明
	所得課税証明書	1枚 300円	所得金額、所得控除および税額の証明
	非課税証明書	1枚 300円	課税されていない証明
固定資産税	評価証明書	1枚 300円	資産の評価額の証明
	公課証明書	1枚 300円	課税標準額、税相当額の証明
	土地家屋名寄帳	1枚 300円	納税義務者の資産の一覧
	住宅用家屋証明書	1枚 1,300円	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明
納税	納税証明書	1枚 300円	納められた税額の証明
	滞納のない旨の証明書	1枚 300円	全ての税目において滞納がないことの証明
	軽自動車税継続検査用	無料	軽自動車税の滞納がないことの証明

▶ 税に関する証明が必要なとき…P10





税金

住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の提供を図るための財源として重要な役割を果たしています。

税金の種類・納期について

問 税務課 ☎29-3393

税金の種類	納税義務者	納期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町民税	町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆様に負担していただく税金です 1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった人			1期		2期		3期				4期	
		給与からの特別徴収：毎月											
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
固定資産税	固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です 1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する人	1期			2期					3期		4期	
軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車等に対してかかる税です 4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）等を所有する人	全期											
国民健康保険税	市町村が、国民健康保険事業に要する費用に充てることを目的とします 世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
		公的年金からの特別徴収：年金支給月											
町たばこ税	たばこの消費に対してかかります 製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など	毎月											

国税・県税についてのお問い合わせは

項目	問い合わせ先	
県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など）	安芸県税事務所	☎0887-34-1161
国税について（所得税、相続税、贈与税など）	高松国税局（税務相談室）	☎0887-35-3115 自動案内により、各連絡先につながります。
	安芸税務署	

税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認ができるものと印鑑をお持ちください。

申請者が本人以外の場合は、委任状が必要です。

固定資産評価証明については、上記のほかに登記のための権利関係が明らかにできる書類を提出してください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P9

— 告 白 —

(有)竹村建設

東洋町生見88-5

TEL 0887-29-2356



保険・年金

国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなの保険税で、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

国民健康保険制度(国保)

こんなときは届け出を

問 住民課 ☎29-3394

国民健康保険に加入するとき、脱退するとき、役場住民課へ14日以内に届け出をしてください。

	「こんなとき」具体例	必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他市区町村から転入したとき	●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)
	職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時)	●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書
	子どもが生まれたとき	●印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	●印鑑 ●保護廃止決定通知書
国民健康保険を脱退するとき	他市区町村へ転出するとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●加入した健康保険の保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書
	死亡したとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき	●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)
	就学により別に住所を定めたとき	●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●学生証など

※交通事故等、本人以外の第三者の行為によって国保を使用する際には、役場住民課までご連絡ください。

ジェネリック医薬品をつかってみませんか?

医療機関で処方される薬について、ジェネリック医薬品に変更することで医療費の負担を少しでも軽減できる場合があります。

ジェネリック医薬品とは

先発医薬品(新薬)の特許がきれた後に販売される医薬品で新薬と同等の有効成分、効能・効果をもった安価な医薬品です。

ジェネリック医薬品を希望される方は

主治医や薬剤師に「ジェネリック医薬品を希望する」意思を伝えるだけでかまいません。

※処方箋の変更不可欄にチェックをいれることにより意思表示することも可能ですので、お近くの医療機関や薬局、役場等にお問合せください。

国民健康保険の資格喪失後受診について

資格喪失後受診とは

社会保険等への加入等や転出された方が、国保の資格がないにも関わらず国保の被保険者証を使い医療機関を受診すること。

どのような場合におこりやすいのか

- 会社に就職し、社会保険の資格を取得した(手続き中)が社会保険の被保険者証の交付が遅れたため、国保の被保険者証を使用してしまった。
- 社会保険等に加入したが、役場へ保険の切替えの手続きにくるのが遅くその間に国保の被保険者証を使用してしまった。

など

資格喪失後に受診した場合は、どうなるの?

国保の資格がないにも関わらず、医療機関を受診した場合に発生する医療費のうち、国保が負担した分(※7割分)は、本来、国保が負担する分ではないため、不当利得として、返還してもらうこととなります。(民法第703条の規定により)

※年齢や所得によっては、8割の場合があります。

保険の資格が切り替わる場合は速やかに、役場に届け出ましょう。

※社会保険等の資格ができたが、被保険者証がお手元がない場合に、医療機関を受診したい場合は、病院の窓口で切替中と申し出てください。



保険・年金

制度のしくみ

被保険者(高知県内に居住の方)



- 75歳以上の方
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、高知県内のすべての市町村が加入する「高知県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を町役場に必ず返却してください。

75歳になられる方	障害認定の方	住所異動された方	定期更新
75歳の誕生日の前月中にお届けします。誕生日から使用してください。	認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、町役場や健保組合などにご確認ください。	住所異動手続き後速やかにお届けします。	毎年7月中旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。

均等割額
被保険者全員が均等に負担
 +
 所得割額
被保険者の所得に応じて負担
 =
 年間保険料
4月から翌年3月までを1年間

年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。
 ※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。

広告

株式会社 上土佐備長炭東洋 代表取締役 辻本和大

上土佐備長炭東洋組合

東洋町大字野根甲1154番地

TEL 0887-28-0620

国民年金とは

国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



第1号被保険者

- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!



第2号被保険者

厚生年金や共済組合に加入している人

- 会社員
- 公務員



第3号被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

	「こんなとき」具体例	必要なもの	期間	
本庁・住民課が受付窓口です	加入するとき	20歳になったとき(厚生年金の加入者は除く)	● 印鑑	
	加入しているとき	加入者の死亡※	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 通帳など	14日以内
		厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 扶養抹消年月日がわかる書類など	
		会社など退職したとき	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類	
	年金を受けようとするとき※	● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票 ● 戸籍謄本など	受給対象になったとき	
年金を受けているとき	年金を受けていた人が死亡したとき※	● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など	14日以内	

※受付は年金事務所で行っていただく場合があります。

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

学生納付特例制度	納付猶予制度
学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。	50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。

※失業されて免除・納付特例の申請をされる方は、離職票又は失業手当受給資格証が必要となります。

国民年金の給付と種類

基礎年金	種類	内容
基礎年金	老齢基礎年金	国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。
	障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。※受給する要件を満たしている必要があります。
	遺族基礎年金	国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。
第1号被保険者に対する独自給付	付加年金	付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。
	寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。
	死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。



保険・年金



福祉・健康

介護保険制度

問 住民課 ☎29-3394

みんなで支えあう制度です。

介護保険制度は、東洋町が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

介護保険に加入する人(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号
被保険者
65歳
以上の人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、保険者である東洋町の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

普通徴収

送付される納付書により、保険料を個別に納めます。

第2号
被保険者
40歳以上
65歳未満の人

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、東洋町の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に介護保険料を上乗せして納めます。

東洋町(保険者)

介護保険制度の運営は、東洋町が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・
保険料の納付

被保険者証の交付・
要介護認定

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士

主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



福祉・健康

広告



広田プロパン

東洋町大字白浜119

TEL 0887-29-2358

東洋歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●
午後 1:30~ 5:30	●	●	●	訪問	●	△

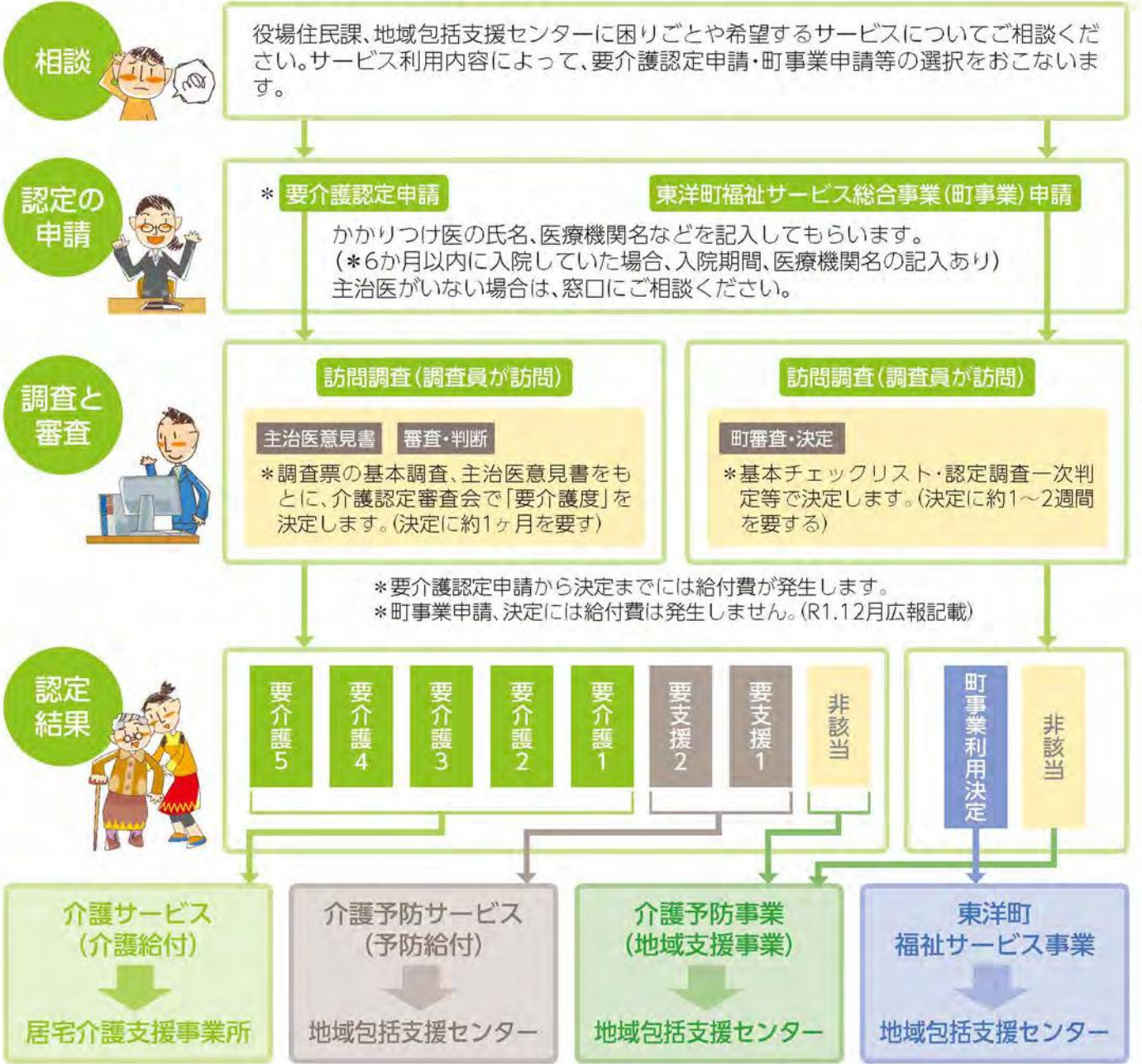
東洋町大字河内 151-1

休診日 日曜・祝日 ☎(0887)29-3678

要介護認定・東洋町福祉サービス事業(町事業)の流れ

問 住民課 ☎29-3394 包括支援センター ☎29-3186

サービスを利用するためには、役場住民課、もしくは地域生活支援センターに相談し、必要なサービスの申請を行い「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。



福祉・健康

広告



タイ古式リラクゼーション&ヨガ

10LINE

定休日：水曜日 OPEN：12：00

東洋町大字白浜73-5

TEL 0887-24-3355 090-1443-0882



障害者手帳について

手帳の取得については、役場住民課へ。

身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA1、A2、B1、B2があります。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき（再申請により障害等級が変更することがあります）
- 本人が死亡したとき

重度心身障害児・者医療費助成制度

障害をお持ちの方が医療機関にかかった場合に、保険適用分の医療費が助成されます。（ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く）

対象者

- 次のいずれかに該当する方で、町税等に滞納がない方
- 身体障害者手帳1級、2級、3級の方（3級の方は、自己負担分の2/3について、東洋町が助成を行います）
 - 療育手帳A判定の方
 - 18歳未満で身体障害者手帳4級と療育手帳B1を重複保持されている方
- ※ただし、平成15年10月以降に65歳以上で手帳を取得された場合、町民税課税世帯の方は対象になりません。

申請に必要なもの

健康保険証、障害者手帳又は療育手帳、印鑑

各手当

障害のある人および障害のある児童を自宅で介護・養育している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき支給されるサービスです。上にあげた障害手帳をお持ちの方の他、発達障害、精神疾患、難病などにより日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする方々を主な支援対象としています。

障害福祉サービス

介護給付

- ・居住介護（ホームヘルパー）
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・重度訪問介護
- ・療養介護
- ・同行援護
- ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労継続支援
- ・就労移行支援
- ・共同生活援助（グループホーム）

相談支援事業

基本相談支援

障害者やその保護者からの相談に対応・援助を行います。

地域相談支援

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

計画相談支援

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

利用料については、所得に応じた負担額の上限が定められています。

住民健(検)診

東洋町の住民健(検)診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健(検)診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

特定健診は、毎年4月～翌年3月末まで県内と県外(一部)の特定健診を実施している医療機関で受診できます。

集団健診

毎年5月～11月ごろに、なごみ、福祉センター、野根公民館等で実施します。

特定健診

問 住民課 ☎29-3394

検診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診	自己負担
特定健診	40～74歳の国保加入者	身長・体重・腹囲・血圧測定・血液検査・尿検査・診察	○	○	無
高齢者健康診査	後期高齢者医療加入者	※医師が必要と認めた場合は、心電図検査があります。	○	○	無

各種がん検診

問 住民課 ☎29-3394

健診項目	対象者	検査内容	個別健診	集団健診	自己負担
肝炎ウイルス検査	40歳以上で、以前に検査を受けた人及び現在治療中の人を除く	血液検査 (B型肝炎ウイルス検査) (C型肝炎ウイルス検査)	×	○	無
大腸がん検診	40歳以上の人	検便(潜血反応)	×	○	無
胃がん検診	40歳以上の人	胃部X線撮影(バリウム)	×	○	無
肺がん検診	40歳以上の人	胸部X線撮影	×	○	無
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年)	視診・子宮頸部細胞診・内診	×	○	無
乳がん検診	40歳以上の女性(隔年)	乳房X線撮影(マンモグラフィ)	×	○	無
前立腺がん検診	50歳以上の男性	PSA検査(血液検査)	×	○	無



福祉・健康





子育て・教育

子育て支援

問 住民課 ☎29-3394

手当・助成など

妊婦・乳児一般健康診査

妊娠中に最大14回の妊婦一般健康診査と生後1歳未満までの間に最大2回の乳児一般健康診査が受診できます。なお、乳児一般健康診査は、小児科医療機関で受診が勧められていますので、小児科で受診してください。

■ 受診するには

● 妊婦一般健康診査受診票及び乳児一般健康診査受診票は母子健康手帳交付時に配布いたしますので、必要事項を記入し母子健康手帳を添えて受診時に提出してください。

県内のほとんどの産科(助産院)・小児科医療機関で利用できます。受診先の受付窓口でおたずねください。

新生児聴覚検査

分娩医療機関で、生後2～4日頃に新生児聴覚検査ができます。

■ 検査を受けるには

● 分娩医療機関から「新生児聴覚検査(きこえの検査)申込書兼同意書」が渡されますので、必要事項を記入し受診票と一緒に受付に提出してください。

● 検査費用 無料

※ 県外の医療機関で、妊婦・乳児一般健康診査又は新生児聴覚検査を受診される場合

里帰り等で、県外の医療機関で受診される場合、公費負担額を上限として助成があります。その際には申請手続きが必要となりますので、住民課までご連絡ください。

乳幼児等医療費助成制度

0歳～満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方で町税等の滞納がない世帯に対し、保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

■ 助成内容

申請書を提出し承認されると、乳幼児等医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、保険適用分の医療費の自己負担が不要になります。

■ 必要なもの

● 健康保険証(お子さんのもの) ● 印鑑

出産育児一時金

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

■ 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として42万円を支給します。(産科医療保障制度に加入していない医療機関での出産は40.4万円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「**出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度**」となります。

⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

出産子育て支援金

赤ちゃんが生まれた保護者に対し、お祝い金を支給します。支給金額は、第何子かにより決定します。

■ 支給条件

● 町税等に滞納がないこと など

■ 必要なもの

● 母子健康手帳 ● 印鑑 ● 戸籍謄本

ひとり親家庭への医療費助成制度

満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその児童を監護する母もしくは父又は、父母以外の養育をしている方で所得税が非課税かつ町税等に滞納がない世帯に対し、保険適用分の医療費が助成されます。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

■ 助成内容

申請書を提出し承認されると、医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で保険適用分の医療費の自己負担が不要になります。

■ 必要なもの

● 健康保険証(児童及び監護しているもの) ● 印鑑



子育て・教育

広告

土佐甲浦港

(株) 岡水産

旬の魚を全国へ...



東洋町甲浦700 TEL(0887)29-3666 自宅29-2424 市場29-3358

児童扶養手当・児童手当

問 住民課 ☎29-3394

児童扶養手当(母子・父子家庭などの児童)

■ 受給できる方

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方

■ 支給額

令和元年度支給額については次の表のとおり。支給額については該当年度により変更があります。

対象児童数	全部支給額	一部支給額
1人目	月額 42,910円	月額 42,900円～10,120円
2人目の加算	月額 10,140円	月額 10,130円～ 5,070円
3人目以降の加算 (1人につき)	月額 6,080円	月額 6,070円～ 3,040円

※所得制限があり、一部支給または全部停止となる場合があります。

なお、児童扶養手当の支給開始月から5年を経過、または支給要件に該当した月から起算して7年を経過すると、手当額の一部が減額されます。ただし、3歳未満の児童を監護している場合や障害などで自立が困難と認められる方は、適用されません。

児童手当

● 中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)前までの間にある児童を養育している方に支給されます。

■ 手当月額

0歳～3歳未満	児童1人につき	15,000円
3歳～小学生(第1子・第2子)	児童1人につき	10,000円
3歳～小学生(第3子以降)	児童1人につき	15,000円
中学生	児童1人につき	10,000円
所得制限該当世帯(特例給付)	児童1人につき	5,000円

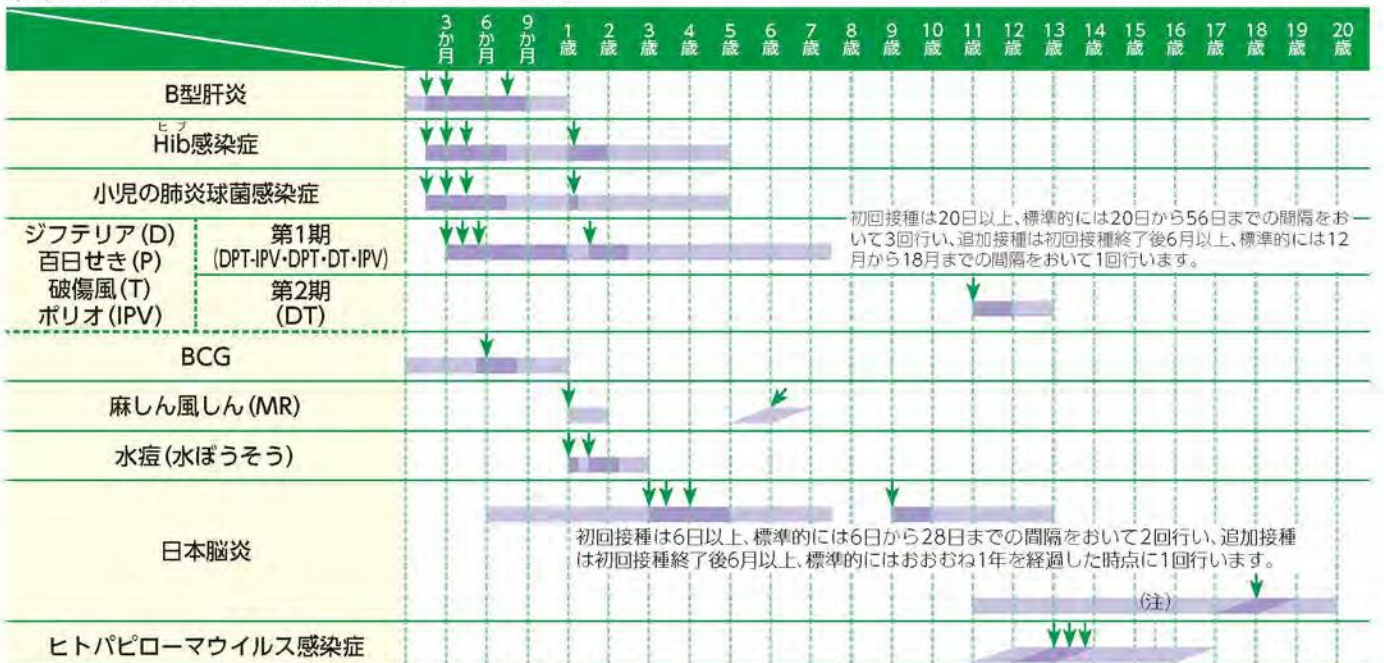
各手当のくわしい内容などは、住民課までお問い合わせください。

子どもの予防接種

問 住民課 ☎29-3394

予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れがないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

(注) 接種間隔の起算日は接種した日の翌日です。



注)：平成17年の積極的な勧奨の差し控えにより、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれたお子さんで、第1期、第2期の接種を受けられなかったお子さんは、20歳までの間に、定期接種として受けることができます。

保育園

問 住民課 ☎29-3394

施設名

■ 甲浦保育園

東洋町大字河内198番地 ☎29-2310

■ 銀杏保育園

東洋町大字野根丙1365番地 ☎28-1416

対象者

町内に住所を有する0歳児～5歳児で入園基準に該当する者

保育料

利用者負担金は無料

※ただし、子ども・子育て支援法による無償化の対象とならない場合、東洋町による保育料の減免を受けた保護者に限る

入園申込

■ 新年度(4月)からの入園

町広報12月号でお知らせします。

■ 年度途中入園

東洋町役場住民課までお問い合わせください。



子育て・教育



ごみ

問 住民課 ☎29-3394

ごみは、ルールを守って出しましょう。

町が収集するごみ

分け方		出し方		
 一般ごみ(有料指定袋)	可燃ごみ	生ごみ、少量の木の枝、おむつ等	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみは、水切りをよくしてください。 ●ガラス、包丁等は、危険のないように新聞紙等で包んでください。 ●電池の入っているものは、必ず取り出してください。 ●ゴムホース等は50cm程に切断するか、針金等でしっかり縛ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●指定袋(有料)に入れて出してください。
	雑ごみ	容器包装以外のプラスチック類、ビニール類、陶器、ガラス、ゴム類、少量の金属(スプーン等)	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみの日に出してください。 ●スプレー缶等は、使い切ってください。 	
 金属ごみ		なべ、やかん、金属製品、リサイクルできない缶製品等、小型家電、自転車	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみの日に出してください。 ●スプレー缶等は、使い切ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ステーションに出してください。
 有害・危険ごみ		蛍光灯、電池、体温計、ライター(使い捨て)	<ul style="list-style-type: none"> ●資源ごみの日に出してください。 ●必ず区分して出してください。 ●蛍光灯は割れないようにして出してください。 ●もし割れてしまっても、袋に入れて危険のないようにして出してください。 ●白熱灯やシリカ球、グロー球などは一般ごみになります。 	
 粗大ごみ(有料)		机、ベッド、ダンス、ふとん、毛布(市販の袋に入らない大きさ又は、袋が破れる重たいものが粗大ごみになります)	シルバー人材センターへ連絡してください。(☎0887-24-3211)	
 ビン カン ペットボトル	ビン	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用、食料用びんに限ります。 ●ビールびん、酒びんは販売店に持って行ってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップとフィルム(紙の貼り付け以外)を取り除き、中をすすいでください。 ●プラスチックのキャップは、「その他のプラスチック」で出してください。 ●金属製のキャップは、「一般ごみ」で出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●無色、茶色、その他の色ごとに分けて指定コンテナに入れて出してください。 ●缶専用カゴに入れてください。 ●指定ネット袋に入れて出してください。
	カン	●飲料用の缶に限ります。	●ふたのあるものは取り除き、中をすすいでください。	
	ペットボトル	●飲料用、酒、みりん、醤油用などマークのあるものは、全て対象です。	<ul style="list-style-type: none"> ●キャップとフィルムを取り除き、中をすすいでください。 ●プラスチック製のキャップやフィルムは「その他のプラスチック」に出してください。 	
	紙類・布類・段ボール	新聞紙、チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック、衣類	<ul style="list-style-type: none"> ●種類別に、それぞれ分類して、ひもで縛ってください。 ●衣類は透明の袋に入れて出してください。 ●ダイレクトメール等はビニール袋から出してください。 	

町では収集できないごみ

	例示	参考
家電 リサイクル 品目	 <p>エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家電リサイクル法の対象となる家電製品は、原則として買い替える販売店や、購入した販売店が引き取ります。 ●引き取ってもらえない場合は、役場に連絡してください。その際、リサイクル券(郵便局にあります)と運搬手数料が必要です。
処理困難物・ 危険物	 <p>消火器 ガスボンベ タイヤ、バッテリー車の部品 農機具、農業用ビニール、医療廃棄物、ハウスの廃材、建築廃材等 その他、町で処理ができないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●消火器は消防署へ相談してください。 ●農業用ビニールは農協に相談してください。 ●医療廃棄物は、病院に相談し、引き取ってもらってください。 ●それぞれの取扱い店又は、産業廃棄物処理業者に確認して処理してください。
パソコン	 <p>●パソコン本体、ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコン ●パソコンの製品出荷時に同梱されていたキーボード、マウス、コード、テンキー、スピーカー等の付属装置(パソコンと同時回収する場合に限り回収)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭用パソコンはパソコンメーカーが回収しリサイクルしています。 ●パソコンが不用になった場合はメーカー等へパソコンの回収、リサイクルを依頼してください。 ●プリンタ、スキャナ、外付けドライブ等の周辺機器はリサイクルの対象ではありません。町のごみ収集等に出してください。

ごみ収集日程

地区	池・相間・池第2・東町・浦	白浜・小池・原・河内・生見	甲浦東・西・中町	中村・名留川	中島・つづら・別役	押野・内田	大斗・川口・真砂瀬
一般ゴミ	月・水・金	月・水・金	月・水・金	月・水・金	月・金	月	火
資源ゴミ	第2、第4火	第1、第3火	第1、第3火	第2、第4水	第4水	第4水	第4水
缶(飲料)	毎週木曜日						


犬の登録・狂犬病予防接種

問 住民課 ☎29-3394

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡の届出は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、住所変更等による登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種
登録は犬の生涯に一度だけです。 ※生後90日を過ぎた日から	年に1回 狂犬病予防注射集団接種会場(町内各所で毎年4月と9月の2回実施)
登録手数料 3,000円	狂犬病予防注射料 3,200円
飼い主の変更・引越しの場合	<ul style="list-style-type: none"> ●東洋町に引っ越してきた場合は、お持ちの鑑札を窓口を持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。

広告



土佐啓作釣
株式会社小松啓作商会

TEL 0887-29-3311 東洋町白浜86-5



愛しいペットのご供養を 誠心誠意、お手伝いいたします

愛ペット葬祭

<http://ai-pet.me/>
移動火葬車でお伺い致します。
ご用命は ☎0120-292421
tel.0887-29-2221



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始(変更)届の提出

【必要なもの】
●印鑑

水道の利用
を
開始
(変更)

町外への転出、転居の場合

給水中止届の提出

【必要なもの】
●印鑑

水道の利用
を
廃止

引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは産業建設課に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。



- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号



- ①使用者番号
(「納付書」[水道使用料のお知らせ]に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 使用した月の使用量を翌月分の水道料金として請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

料金の支払いは、便利な「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し込みください。
お支払日は毎月28日です。

■必要なもの
領収書、通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



➡ すぐに水道業者へ修理を依頼してください。

※メーターから宅内までの漏水は、利用者側が漏水箇所を特定し修繕費用を負担するのが原則です。また、早急な修繕を実施したものに限り、減免制度が適用されます。

広告

浄化槽法定検査を受けましょう

- 浄化槽法定検査
- 簡易専用水道法定検査
- 水質検査(計量証明事業)

Environment Inspection Center of Kochi

一般財団法人 高知県環境検査センター

〒781-5106 高知県高知市介良乙815-1 TEL:(088)860-2400/FAX:(088)860-2410



東洋町下水道について

平成13年度から供用開始しています。
甲浦地区で下水道管が整備されている区域が対象となります。
供用開始となった区域の方は、水洗便所に改造し、公共下水道に接続しなければなりません。

受益者負担金について

1戸当たり12万円

家庭排水だけの工事の場合、8万円は、し尿接続時まで猶予します。(家庭排水だけの申請時は4万円)

利子補給制度について

- 融資額 水洗便所改造資金 50万円以内
- 利子補給 貸付利子に対して100%の利子を補給します。

下水道使用料について

下水道使用料は、原則として水道使用量に基づいて決まります。

■ 下水道使用料金(1ヶ月あたり)

次の表により算定した額に100分の110を乗じて得た額です。
この場合、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

基本水量	基本料金	超過水量	超過料金 (1mにつき)
(一般家庭用) 10m ³ まで	1,000円	10m ³ を超え20m ³ まで	100円
		20m ³ を超え30m ³ まで	110円
		30m ³ を超え50m ³ まで	120円
		50m ³ を超えるもの	130円
(営業・団体用) 100m ³ まで	12,000円	100m ³ を超えるもの	100円



相談

各種相談

相談の種別	内容	窓口
行政相談	行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。	総務課 ☎29-3111
人権相談	人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。	住民課 ☎29-3394
高齢者総合相談	高齢者が、生活していくうえで困ったことなどがあつたときの相談に応じます。	住民課 ☎29-3394
消費生活相談	消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。	産業建設課 ☎29-3395



東洋町マップ

ここは有料広告掲載ページです

地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。





開基 弘法大師
真言密教祈禱寺

明德寺

88ヶ所番外寺

東洋町野根 2246

TEL 0887-23-9777

除霊・祈禱

致します





お食事処・焼肉

いせや食堂

東洋町大字河内24-52

TEL 0887-29-2245

海の駅 東洋町

〒781-7413
東洋町大字白浜88-1

TEL 0887-23-9955
FAX 0887-23-9966



魚住食料品店

東洋町大字甲浦302

TEL 0887-29-2177

日用雑貨小売業

神戸屋商店

東洋町大字甲浦549-3

TEL 0887-29-2218

編集後記

「東洋町 暮らしの便利帳」は、東洋町にお住まいの皆様方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆様方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として東洋町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「東洋町 暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆様のご協力により、行政機関への設置はもとより、東洋町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「東洋町 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和2年3月末現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。



東洋町 暮らしの便利帳

令和2年6月発行

発行

東洋町

〒781-7414 高知県安芸郡東洋町大字生見758-3
TEL.0887-29-3111

株式会社サイネックス

〒542-0066 大阪府大阪市中央区瓦屋町3-6-13
TEL.06-6766-3346

広告販売

株式会社サイネックス 徳島支店

〒770-0813 徳島県徳島市中常三島町1-32
TEL.088-623-0530

無断で複写、転載することをご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



2020

東洋町

暮らしの便利帳